

公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程

平成 17 年 4 月 1 日

規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪府立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 報酬の支給日は、公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（平成 17 年公立大学法人大阪府立大学規程第 24 号。以下「教職員給与規程」という。）第 8 条の規定の例による。

(給料)

第 4 条 給料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	給料の額（月額）
理 事 長	1, 066, 000 円
理事及び監事	533, 000 円から 843, 000 円までの範囲内で理事長が定める額

(地域手当等)

第 5 条 地域手当、通勤手当及び単身赴任手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、教職員給与規程の適用を受ける教職員（以下「教職員」という。）の例による。

(賞与)

第 6 条 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 賞与の額は、賞与基礎額に、6 月に支給する場合には 100 分の 140、12 月に支給する場合には 100 分の 155 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の教職員給与規程第 25 条第 2 項の表に掲げる在職期間の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の賞与の額は、大阪府地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、同項の規定による賞与の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 第 2 項に規定する在職期間には、大阪府職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の大阪府職員としての在職期間を含むものとする。

5 第 2 項の賞与基礎額の計算及び賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関しては、教職員の例による。

(非常勤役員手当)

第 7 条 非常勤役員手当の額は、日額 40, 000 円とする。

2 非常勤役員勤務日数に応じ、通勤に要する費用を非常勤役員手当として前項の額に加算することができる。

(報酬の支払方法)

第 8 条 新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当（以下「給料等」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合（次項に規定する場合を除く。）には、その日までの給料等を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、教職員の例による。

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（準用）

第11条 役員の報酬の支給に関し、この規程に定めがない事項については、教職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（特定の役員の給料月額に関する特例）

2 平成18年3月31日において47歳以上である役員の同年1月1日から同年3月31日までの間における給料月額は、第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から100分の0.3に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（平成17年規程第161号・追加）

3 第6条の規定にかかわらず、平成17年4月1日から平成30年3月31日までの間における基準日に係る常勤の役員の賞与の額は、それぞれの当該基準日に係る同条に定める額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規程は、同年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（給料の切替えに伴う経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続きこの規程の適用を受ける常勤の役員で、その者の受ける給料の額が同日において受けていた給料の額からその100分の1.72に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額に達しないこととなる役員には、給料の額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 施行日以降に新たにこの規程の適用を受けることとなった常勤の役員について、前項の規定による給料を支給される役員との均衡上必要があると認められるときは、当該役員には前項に準じて、給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される役員に関する公立大学法人役員報酬規程第5条、第6条及び第8条の適用については、公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程附則に定める給料の切替えに伴う経過措置の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号。以下「規程第10号」という。）第2条附則第2項の改正規定は同年1月1日から施行する。

(平成19年度における賞与の額の特例)

- 2 平成19年度に限り、第6条第2項の賞与基礎額は、改正前の規程第10号第2条附則第2項の規定は、なおその効力を有するものとし、改正後の規程第10号第2条附則第2項の規定は、適用しない。
- 3 前項の場合における規程第10号第2条附則第3項の規定中「前項」とあるのは、公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程及び公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第39号。以下「規程第39号」という。）第2条第2項の規定によりなお効力を有することとされている規程第39号第2条の規定による改正前の規程第10号第2条附則第3項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年8月1日から施行する。

(報酬の特例)

- 2 常勤の役員の給料の月額は、平成20年8月1日から平成23年3月31日までの間において、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。）第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程等の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号）第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の16に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 3 常勤の役員の地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の規定を適用しない。
- 4 常勤の役員の退職手当の算出の基礎となる給料の月額については、報酬規程第4条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

(平成21年6月に支給する賞与に関する特例)

- 2 平成21年6月に支給する賞与に関する公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学規程第4号。以下「報酬規程」という。）第6条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 常勤の役員の給料の月額は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に
おいて、公立大学法人大阪府立大学役員報酬規程（平成17年公立大学法人大阪府立大学
規程第4号。以下「報酬規程」という。）第4条の規定及び公立大学法人大阪府立大学教職
員給与規程等の一部を改正する規程（平成18年公立大学法人大阪府立大学規程第10号）
第2条附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100
分の3.5に相当する額から100分の12に相当する額までの範囲内で理事長が定める
額を減じた額とする。
- 3 常勤の役員の地域手当及び賞与の額の算出の基礎となる給料の月額については、前項の
規定を適用しない。
- 4 常勤の役員の退職手当の算出の基礎となる給料の月額については、報酬規程第4条に定
める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。